

令和2年6月5日

自由民主党 政務調査会
会長 岸 田 文 雄 殿

公益社団法人 全日本不動産協会
理 事 長 原 嶋 和 利



全 日 本 不 動 产 政 治 連 盟
会 長 原 嶋 和 利



銀行の不動産仲介業務等規制緩和に関する要望書

自由民主党金融調査会等で現在検討されている銀行グループの他業規制等の緩和において、銀行グループの保有リソースの最大活用や事業再生・事業承継支援の一環としての不動産仲介業務の規制緩和の二点が含まれていると聞き及んでいますが、この件に関して本会としては大変憂慮しております。

ご承知の通り、不動産業界は、多種多様な法律、制度の下、消費者保護を図りながら健全な宅地建物取引業の発展に努め、近年では大きな社会問題となっている空き家・空き地の増加抑制に地方自治体と連携し、ノウハウを發揮してその利活用を図るなど、地域経済の発展、豊かな地方ライフの実現などに積極的な貢献を果たしております。

一方、銀行は、資金力、顧客情報等を通じた地域経済の支配力を有しており、それを背景として不動産仲介業務を営むこととなれば、例え「事業再生・事業承継支援の一環」であっても市場において公正な競争をすることは困難となり、少子高齢化・人口減少下でますます厳しい経営環境に立たされている地場産業としての中小不動産業者を窮地に追い込み、大きな打撃を与えかねません。また、保有不動産の有効活用を現在の公共的団体からの要請と無関係に許せば、地方都市における限られたテナント需要の食い合いになりかねず、賃料相場に影響が出かねないことも強く懸念されます。

まして、現在、収束の見えない新型コロナウイルス肺炎の蔓延により、ご承知の通り、地域経済は深刻な影響を受けており、中小事業者が大多数である本会会員の経営も出口の見えない閉塞感が広がっております。

このような事態において、本来地域経済の潤滑油として、中小事業者を支えていく役割を有する地方銀行など銀行グループが、不動産業界、それも中小企業者が大多数の分野に進出することは、本末転倒、むしろ大きな懸念を呼んでおり、到底、認めるわけにはまいりません。

以上から、銀行の不動産仲介業務等規制緩和は到底容認できるものではありません。つきましては、次の通り要望致しますので、特段のご高配を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

記

銀行の他業禁止規定等に関する現行の規制体系を堅持し、今後も銀行の直接的または間接的な不動産業参入は認めないこと。

以上